

# 航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5総合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

## 定期航空協会に対し「撮影罪」の周知・運用について要請！ ～新法施行後の実効性が重要！～

### 機内盗撮・カスハラの根絶に向けて 第11弾

6月21日(水)、定期航空協会の大塚 洋(おおつか ひろし)理事長に対し、機内での盗撮を全国一律の基準で厳格に対処できる「撮影罪」が、6月16日に国会で成立したことを踏まえ(NEWS EXPRESS24-74参照)、法施行後に客室乗務員が毅然と対応できるよう、旅客に対する周知徹底や、国土交通省や警察庁など関係省庁との連携強化を要請しました。

大塚理事長からは「**法施行後の実効性が重要であることについて航空連合と思いは変わらない。空港や機内での利用客周知や、加盟各社との課題共有にしっかり取り組みたい。**」との認識が示されました。7月に予定される新法施行を見すえ、引き続き取り組みを進めていきます。



左から) 大塚 定期航空協会理事長、内藤 航空連合会長、皆川 同副事務局長